業務委託契約書(案)（暫定版）
（長期継続契約）

（基本契約条項）

1　業務委託の名称　　（仮称）岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター運転管理業務委託

2　業務委託の場所　　大阪府岸和田市岸之浦町1番2

3　委託契約の期間　　本件契約締結日から平成24年3月31日まで

4　業務委託料　　136,500,000円
（入札予定価格）　　（基本委託料：平成19年1月1日から平成19年3月31日の3ヶ月間の委託料とする）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　6,500,000円）

5　契約保証金　　契約金額の100分の10以上
ただし、落札者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合については、契約保証金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。また、契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもってかえることができるものとする。
（また、添付の契約条項第3条第6項に従う。）

上記の業務委託について岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「甲」という。）と【受託者名】（以下「乙」という。）は、地方自治法及び同法施行令、甲の規定に従い、上記の基本契約条項（以下「基本契約条項」という。）及び添付の契約条項（これらを取りまとめ、以下「本件契約」という。）のとおり、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年　　月　　日

甲：　大阪府貝塚市半田464番地
岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者　　吉道　勇　　印

乙：　住所
受託者名称
代表者名　　㊞

（添付）

（仮称）岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター
運転管理業務委託

契約条項（案）（暫定版）

平成１８年　月　日

岸和田市貝塚市清掃施設組合

目　次

頁
第１章　用語の定義 1
第１条　（定　義） 1
第２章　総　則 2
第２条　（公共性の尊重） 2
第３条　（総　則） 2
第４条　（許認可届出等） 3
第５条　（乙の義務） 3
第６条　（甲の責任） 4
第７条　（第三者の使用） 4
第８条　（本件施設の所有権） 4
第９条　（保　険） 4
第10条　（ユーティリティの確保） 4
第11条　（緊急事態への対応、災害発生時等の協力） 5
第12条　（雇　用） 5
第３章　試運転、運転教育 5
第13条　（試運転及び性能試験） 5
第14条　（性能試験の結果が基本性能を満たさない場合） 5
第15条　（運転教育） 5
第４章　計量業務 6
第16条　（業務の概要） 6
第17条　（受付管理） 6
第18条　（計量） 6
第19条　（案内・指示） 6
第20条　（搬入管理） 6
第21条　（手数料の徴収） 6
第22条　（受付） 6
第５章　運転管理業務 7
第一節　総　則 7
第23条　（総　則） 7
第24条　（搬入管理） 7
第25条　（廃棄物等の受入れ） 7
第26条　（適正処理） 7
第27条　（運転計画及び運転管理マニュアル） 7
第28条　（性能未達期間中の廃棄物等の処理） 7
第29条　（性能未達期間中に生じる費用の負担等） 8
第二節　ごみ焼却施設に係る運転管理業務 8
第30条　（廃棄物等の受入れ） 8
第31条　（ごみ焼却施設の運転管理） 8
第32条　（搬出物の搬出作業） 8
第33条　（余剰電力及び余熱の取扱い） 9
第34条　（技術会議） 9
第三節　リサイクルプラザに係る運転管理業務 9
第35条　（廃棄物等の受入れ） 9
第36条　（リサイクルプラザの運転管理） 9
第37条　（搬出物の性状調査） 9

第 38 条 （技術会議） 10
第四節　管理・啓発棟及びその他関連施設等に係る清掃及び維持管理業務 10
第 39 条 （維持管理） 10
第 40 条 （清掃及び維持管理計画） 10
第 41 条 （清掃及び維持管理報告書） 10
第五節　洗車場に係る管理業務 10
第 42 条 （適正管理） 10
第 43 条 （洗車場使用料の徴収） 10
第 6 章　その他業務 10
第 44 条 （資源化促進業務） 10
第 45 条 （情報管理業務） 10
第 46 条 （防災管理業務） 11
第 47 条 （その他関連業務） 11
第 7 章　甲による本業務の実施状況の監視 11
第 48 条 （業務実施状況の監視） 11
第 8 章　委託料の支払 12
第 49 条 （委託料の支払） 12
第 9 章　損害及びリスク分担 12
第 50 条 （第三者及び相手方に及ぼした損害） 12
第 51 条 （本件施設及びその備品に関する責任） 12
第 10 章　知的財産権 12
第 52 条 （ライセンスの取得） 12
第 53 条 （成果物の著作権） 12
第 11 章　契約期間及び契約の終了 13
第 54 条 （契約期間） 13
第 55 条 （契約期間終了時の取扱） 13
第 56 条 （甲による本件契約の解除） 13
第 57 条 （甲による契約解除に伴う違約金） 14
第 58 条 （乙による本件契約の解除） 14
第 59 条 （本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置） 14
第 60 条 （業務不履行に関する手続等） 15
第 12 章　表明保証及び誓約 16
第 61 条 （乙による事実の表明保証及び誓約） 16
第 62 条 （甲による事実の表明保証及び誓約） 16
第 13 章　税　金 16
第 63 条 （税　金） 16
第 14 章　法令変更 17
第 64 条 （法令変更） 17
第 15 章　不可抗力 17
第 65 条 （不可抗力） 17
第 16 章　裁定機関 17
第 66 条 （裁定機関） 17
第 17 章　その他 18
第 67 条 （契約上の地位の譲渡等） 18
第 68 条 （秘密保持） 18
第 69 条 （準拠法） 18
第 70 条 （管轄裁判所） 18
第 71 条 （雑　則） 18

第 72 条　（本件契約以外の規定の適用関係） 19
第 73 条　（規定外事項） 19

【別紙一覧】

別紙 1.1　　本件施設等の概要
別紙 9.1　　甲が付保すべき保険
別紙 9.2　　乙が付保すべき保険
別紙 48.1　　運営期間中の業務水準低下に対する措置について
別紙 49.1　　委託料の金額及び支払方法
別紙 59.1　　終了時検査の内容
別紙 60.1　　委託料減額の手続及び方法
別紙 64.1　　法令変更の場合の追加費用の負担割合
別紙 65.1　　不可抗力の場合の追加費用の負担割合
別紙 66.1　　裁定機関について

この契約条項は、甲が保有する（仮称）岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター（計量棟、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、管理・啓発棟、洗車場及びその他関連施設等によって構成される。各施設については、以下に定義する。）の運転管理を包括的に行う、（仮称）岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター運転管理業務委託（以下、「本業務」という。）に関する基本的事項について定めるため、甲と乙との間で締結される業務委託契約（以下「本件契約」という。）の一部を構成する。

甲と乙は、本件契約とともに、以下に定義する入札説明書、要求水準書、運転管理等業務提案書、運転管理等業務提案書参考資料、及び質疑応答書に定める事項が適用されることをここに確認する（これらの書類と本件契約を合わせて「本件契約等」と総称する。）。

第１章　用語の定義

第1条　（定　義）

本件契約等において使用する用語の意義は、以下の各号に定めるとおりとする。なお、本件契約等に別段の定めがある場合、又は文脈上別異に関することが明らかな場合を除き、本条に規定のない用語の意義は、要求水準書の記載に従う。

(1)　「計量棟」とは、別紙1.1第1項第1号記載の建物をいう。
(2)　「ごみ焼却施設」とは、別紙1.1第1項第2号記載の施設をいう。
(3)　「リサイクルプラザ」とは、別紙1.1第1項第3号記載の施設をいう。
(4)　「管理・啓発棟」とは、別紙1.1第1項第4号記載の建物をいう。
(5)　「洗車場」とは、別紙1.1第1項第5号記載の施設をいう。
(6)　「その他関連施設等」とは、別紙1.1第1項第6号記載の施設等をいう。
(7)　「業務実施場所」とは、別紙1.1第2項記載の場所をいう。
(8)　「本件施設」とは、計量棟、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、管理・啓発棟、洗車場及びその他関連施設等を総称していう。
(9)　「運転管理対象施設」とは、ごみ焼却施設、リサイクルプラザをいう。
(10)　「本業務」とは、計量業務、運転管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、防災管理業務及びその他関連業務を総称していう。
(11)　「計量業務」とは、計量及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
(12)　「運転管理業務」とは、運転管理対象施設の各施設の運転及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
(13)　「資源化促進業務」とは、甲が行う資源化への協力及びこれらに付随し関連する一切の業務を総称していう。
(14)　「情報管理業務」とは、本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理及び管理記録報告の作成及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
(15)　「防災管理業務」とは、二次災害の防止、緊急時の対応及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
(16)　「その他関連業務」とは、敷地内等の清掃及び保険への加入に係る業務をいう。
(17)　「応募者提案」とは、本業務の提案に際して提出された運転管理等業務提案書、運転管理等業務提案書参考資料、及びその他の図書を総称していう。
(18)　「運転管理等業務提案書」とは、本業務の提案に際して提出された運転管理等業務提案書をいう。
(19)　「運転管理等業務提案書参考資料」とは、本業務の提案に際して提出された運転管理業務提案書参考資料をいう。
(20)　「本件契約締結日」とは、甲と乙が本件契約を締結した日をいう。
(21)　「契約期間」とは、第54条に定める期間をいう。

(22) 「業務期間」とは、計量業務、運転管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務の各業務に関して、平成19年1月1日から平成24年3月31日までの期間をいう。
(23) 「業務年度」とは、業務期間中の各年の4月1日より翌年の3月31日までの期間をいう。
(24) 「構成市」とは、岸和田市、貝塚市をいう。
(25) 「廃棄物」とは、岸和田市、貝塚市から搬入される一般廃棄物（普通ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）を総称していう。
(26) 「廃棄物等」とは、廃棄物及び溶融設備に搬入される焼却残渣及びリサイクルプラザからごみ焼却施設へ搬入される可燃性残渣、リサイクルプラザへ搬入される不燃残渣をいう。
(27) 「収集不適物」とは、構成市において、ごみ収集の対象とならないものをいう。
(28) 「処理不適物」とは、運転管理対象施設での処理に適さないものをいう。
(29) 「入札説明書」とは、本業務に関し、平成18年7月26日に公表された「（仮称）岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター運転管理業務委託　入札説明書」及びその添付書類をいう。
(30) 「要求水準書」とは、本業務に関して甲が定めた「（仮称）岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター運転管理業務委託　要求水準書」をいう。
(31) 「事業者提案書」とは、乙が本業務への応札に際し、甲に提案した運転管理業務等提案書をいう。
(32) 「質疑応答書」とは、入札説明書、要求水準書、様式集、業務委託契約書(案)の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する甲の回答を記載した書面を総称していう。
(33) 「委託料」とは、本件契約等に基づく乙の債務履行に対し、甲が支払う対価をいう。
(34) 「基本委託料」とは、落札金額（平成19年1月1日～平成19年3月31日の3ヶ月間の業務委託料）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をいう。
(35) 「基本性能」とは、その設備によって備え持つ施設としての性能であり、要求水準書で定められている施設の性能に関する事項をいう。
(36) 「技術会議」とは、甲と乙が参加し、施設の運転管理に関する技術的な課題等の協議及び技術情報等の交換を行う会議をいう。
(37) 「裁定機関」とは、本業務に関する甲と乙との間の協議事項の調整、紛争解決等のために、第66条により設置される機関をいう。
(38) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものであって、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

第２章　総　則

第2条　（公共性の尊重）

乙は、本件事業が、岸和田市、貝塚市における一般廃棄物を適正に処理することを目的とする公共性の高い事業であることを十分理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

第3条　（総　則）

1.　乙は、本業務に関して甲が定めた要求水準書、入札説明書等に定める当該条件に基

づき、業務期間中にわたり、本業務を遂行していくものとする。
2. 甲が要求水準書に定める当該条件を変更する場合、事前に乙へ通知のうえ、乙と誠実に協議を行い、乙の合意を得るものとする。ただし、乙の遂行する業務に本質的又は重大な変更を与えない場合においては、当該変更によって乙が受ける負担・損失を出来る限り少なくするべく甲が誠実に努力をすることを条件に、乙の合意を得ずに、当該変更を行うことができ、乙はこれに従う。
3. 甲が要求水準書に定める当該条件を変更する場合を含め、甲の責めに帰すべき事由により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合には、甲がこれを負担する。
4. 乙の責めに帰すべき事由により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合には、乙がこれを負担する。
5. 不可抗力により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合の処理は、第65条の規定に従う。
6. 乙は、甲に対し、業務期間中にわたり、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付する。但し、乙は、業務期間中にわたり、以下の各号のいずれかの方法（以下の各号の利付国債、保証又は履行保証保険契約の更新を含む。）を講じることにより契約保証金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。また、契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもってかえることができるものとする。なお、契約金額が増額された場合には契約保証金の額もこれに応じて増額されるが、委託料が減額された場合には、契約保証金の額は減額されない。本項において、「契約金額が増額された」とは、当初の契約金額を基準として増額があった場合をいうものとし、また、第64条第1項に基づく法令変更（消費税率の変更を除く。）に伴う委託料の改定を含まない。
   (1) 契約保証金額と同額の利付国債の提供
   (2) 金融機関等による契約保証金額と同額の保証であって、本件契約に基づく甲の乙に対する一切の債権を被保証債権とするもの
   (3) 甲を被保険者とし契約保証金額以上の金額を付保金額とする履行保証保険契約の付保

第4条 （許認可届出等）
1. 本件契約上の乙の義務を履行するために必要な一切の許認可等は、乙がその責任及び費用において取得・維持し、また、本件契約上の乙の義務を履行するために必要な一切の届出についても乙がその責任及び費用において提出する。但し、甲が取得・維持すべき許認可等は除く。
2. 乙は、前項の本件契約上の乙の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行う。
3. 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。
4. 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

第5条 （乙の義務）
1. 乙は、本件契約等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本件施設を運転管理しなければならない。
2. 乙は、要求水準書の定めるところに従い、施設の運転管理を行うに当たり、施設内の設備・機器等を安全に運転管理し、施設の適正な機能を確保しなければならない。
3. 乙は、要求水準書の定めるところに従い、本業務を遂行するために必要かつ十分な人員を配置しなければならない。
4. 乙は、契約期間を通じて、要求水準書の定めるところに従い、本業務に係る労働安

全衛生及び作業環境管理を徹底しなければならない。
5. 乙は、本件施設の運営・管理にあたり、契約期間を通じて、要求水準書記載の公害防止基準を遵守しなければならない。
6. 本件契約に係る、乙の善良なる管理者の果たすべき注意義務の履行については、乙が証明する。
7. 乙は、甲が決算書の提出を求めた場合には、これを提出しなければならない。

第6条 （甲の責任）
1. 甲は、本業務の実施に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等については、甲の責任及び費用において対応及び解決を図るものとし、乙は、必要な協力を行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等が発生した場合には、乙がその責任及び費用において、必要な対応及び解決を図るものとする。甲は、合理的な範囲において、乙に協力するものとし、その協力に際して生じた費用は、乙の負担とする。

第7条 （第三者の使用）
1. 乙は、本業務に係る業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、乙が本業務に係る業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせたい旨を、当該委託又は請負に係る契約締結の30日前までに甲に通知しその承諾を得た場合で、かつ、当該委託又は請負が法令に違反しないときはこの限りではない。
2. 前項の規定により、乙が本業務に係る業務の一部を委託し又は請け負わせることを甲が承諾した者（以下「受託者等」という。）が、乙から委託され、又は請け負った本業務に係る業務について、さらにその他の第三者（以下、その他の第三者と受託者等をあわせて、「本件受託者等」という）に委託し又は請け負わせるときは、乙は甲に対して通知を行い、承諾を得ること。
3. 甲は、乙から本業務の遂行に係る体制について、随時報告を求めることができる。
4. 本件受託者等の使用はすべて乙の責任において行い、本件受託者等の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。
5. 乙と本件受託者等との紛争により本業務に関し増加費用が生じた場合には、甲との関係においては、その増加費用は全て乙が負担するものとする。

第8条 （本件施設の所有権）
1. 甲は、契約期間を通じて、本件施設を所有する。乙は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本件施設に立ち入り、これを使用する権利を有するに過ぎず、この他、本件施設に関していかなる権利も有しない。
2. 甲は、乙に対し、乙による本業務の遂行のために必要と認める施設、設備等を、業務期間中、原則として無償で使用させる。

第9条 （保　険）
1. 甲は契約期間中、本業務に関して、自己の責任及び費用負担において、別紙9.1の保険を付保する。
2. 乙は契約期間中、本業務に関連して発生することがある損失や損害に備えて、自己の責任及び費用負担において、別紙9.2記載の保険を付保する。乙は、当該保険契約の内容につき、甲の事前の承諾を得なければならない。

第10条 （ユーティリティの確保）
1. 本業務を行うために必要な用水、電力及びガスは甲が支給するが、乙は、節約に努

めなければならない。また、電話については、施設で設置する回線の内、最小限の使用を認めるが、乙は、電話会社との契約を行い、使用料及び設置に伴う費用を負担しなければならない。
2. 運転管理に必要な車両系建設機械等は、甲が乙に無償で貸与するが、運転に必要な資格は、乙で用意しなければならない。

第11条（緊急事態への対応、災害発生時等の協力）
1. 乙は、本件施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、速やかに甲に連絡する。この場合、甲及び乙は、相互に協力し、的確な臨機の措置を講じるとともに、原因の究明に努めなければならない。
2. 乙は、災害発生その他不測の事態であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由に基づき、多量の廃棄物が発生した場合等で、甲が廃棄物の処理を行う際には、合理的かつ可能な範囲でその処理処分に協力する。

第12条（雇　用）
1. 乙は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守したうえで、従業者を雇用しなければならない。
2. 乙が従業者の新規雇用を行う場合は、地元市民（岸和田市、貝塚市）への配慮を行い、新規採用者の 50%以上を地元市民から雇用しなければならない。
3. 乙は、本業務が運転管理上の業務経験を必要とすることに鑑み、ごみ処理施設での業務経験者の雇用にも配慮しなければならない。
4. 乙は、リサイクルプラザにおける手選別業務等の軽作業業務に、高齢者（60 歳以上）を 50%以上雇用しなければならない。

第 3 章　試運転、運転教育

第13条（試運転及び性能試験）
　甲は、計量棟、ごみ焼却施設、及びリサイクルプラザについて、試運転及び性能試験を通じて、所定の性能の確保がなされていることの確認を行う。

第14条（性能試験の結果が基本性能を満たさない場合）
1. 前条の性能試験の結果が、計量棟、ごみ焼却施設、又はリサイクルプラザについて基本性能を満たしていない場合、甲は、当該施設の建設請負業者に補修等を行わせる。
2. 甲及び乙は、本条の試運転及び性能試験並びに補修等を行ったにもかかわらず、いずれかの各本件施設が乙による本業務の開始日までに基本性能に満たないと判断される場合、本業務の継続の可否その他の事項につき協議を行い、対応を決定する。
3. 甲は、かかる試運転若しくは性能試験、若しくは補修等を行ったにもかかわらず、当該本件施設が基本性能に満たなかったことに起因して乙が被った損害及び合理的な追加費用を負担する。

第15条（運転教育）
1. 乙は、運転管理対象施設に関して、平成18年12月中に、甲と協議の上、運転教育計画を作成しなければならない。
2. 乙は、作成した運転教育計画をもとに、本件施設の運転指導等の教育を受けなければならない。

第４章　計量業務

第16条（業務の概要）

乙は、業務期間中、本件契約等に従い、受付管理、計量、案内、搬入管理及び手数料の徴収等を行う。

第17条（受付管理）

1. 乙は、一般廃棄物、薬剤等副資材、回収物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。
2. 乙は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、甲が定める基準を満たしていることを確認しなければならない。
3. 乙は、基準を満たしていない直接搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、乙は、その旨を速やかに甲に報告しなければならない。

第18条（計量）

乙は、一般廃棄物、薬剤等副資材、回収物等の計量が必要な搬入・搬出車両について、計量棟において計量し、その記録を管理しなければならない。

第19条（案内・指示）

乙は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、案内・指示しなければならない。

第20条　（搬入管理）

1. 乙は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示する。
2. 乙は、搬入される一般廃棄物について処理不適物の混入防止に努める。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行う。
3. 乙は、ごみ焼却施設へ直接搬入されたごみのうち、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認するよう努める。また、粗大ゴミ、資源ゴミについては、リサイクルプラザ等に誘導する。
4. 乙は、リサイクルプラザへ直接搬入されたごみのうち、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認するよう努める。また、一般可燃ゴミについては、ごみ焼却施設等に誘導する。
5. 乙は、上記の選別後に処理不適物が残った場合は、甲の指示に従う。
6. 乙は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行う。
7. 乙は、甲が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力する。

第21条（手数料の徴収）

1. 乙は、ごみ処理手数料徴収に係る書類を作成し、甲に提出しなければならない。
2. 乙は、本件施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例に基づき、甲が定める方法で、廃棄物処分手数料を現金で徴収しなければならない。
3. 乙は、営業日ごとに廃棄物処分手数料徴収に係る書類を作成し、徴収した現金と併せて甲に提出しなければならない。

第22条　（受付）

1. 乙は、甲が定める受付時間を遵守し、受付業務を行わなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲が事前に指示する場合は、乙は、甲が定める受付時間

以外においても受付業務を行わなければならない。

第５章　運転管理業務

第一節　総　則

第23条（総　則）

乙は、本件契約等に従って、運営期間中、運転管理対象施設の各設備を適切に運転及び保守管理し、運転管理対象施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努める責任を負い、甲は第49条に定める委託料を乙に支払う。

第24条（搬入管理）

乙は、運営期間中、本件契約等に従い、搬入された廃棄物等の搬入管理を行う。

第25条（廃棄物等の受入れ）

1．乙は、廃棄物等を、運転管理対象施設にて受け入れる。
2．運転管理対象施設の1日あたりの処理能力を超える廃棄物等が搬入される場合、乙は、運転管理対象施設において受入れ可能な量に達するまでこれを受け入れなければならず、かかる受入れ可能な量を超える場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。
3．乙は、業務期間中、要求水準書に従い、搬入された廃棄物等の搬入管理を行う。

第26条（適正処理）

乙は、搬入された廃棄物を、関係法令等を遵守し、適切に処理しなければならない。

第27条（運転計画及び運転管理マニュアル）

1．甲は、ごみ焼却施設、リサイクルプラザに関して、対象年度の前年度の3月末日までに、年間運転計画及び月間運転計画を作成する。
2．乙は、前項に従って甲が作成したそれぞれの計画内容につき、変更が必要な場合には、各運転計画の変更について、甲と協議することができる。
3．乙は、運営開始日の30日前までにごみ焼却施設、リサイクルプラザに関して、操作手順及び方法につき取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、甲の承諾を得なければならない。乙は、当該マニュアルに従って運転管理業務を実施しなければならない。
4．乙は、運転管理マニュアルにつき、甲の承諾を得て、運転管理業務の遂行に際して改訂の必要が生じた場合には、随時改訂を行う。
5．年間運転計画及び月間運転計画並びに運転管理マニュアルの記載事項等の詳細は、甲と乙との間で協議のうえ決定する。

第28条（性能未達期間中の廃棄物等の処理）

業務期間中、ごみ焼却施設、リサイクルプラザの不稼動又は処理能力の低下等の原因により、ごみ焼却施設、リサイクルプラザにおいて廃棄物等が貯蔵量を超えるおそれが生じた場合は、乙は甲に対し、速やかにその旨通知する。甲は、廃棄物の代替処理を行うよう努力する。乙は、甲が行う処理の協力を行う。

第29条 （性能未達期間中に生じる費用の負担等）

1. 甲は、廃棄物の量及び性状が要求水準書に記載された性状を大きく逸脱すること又は本件施設の瑕疵等により、ごみ焼却施設、リサイクルプラザの稼動停止、処理量の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、代替処理を委託することによって生じる追加費用を負担する。但し、乙が善管注意義務に違反したことに起因して発生した損害のうち乙の帰責性の割合に相当する部分については、甲は負担しない。
2. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、ごみ焼却施設、リサイクルプラザの稼動停止、処理量の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、その責任は乙が負担し、甲が代替処理を委託することによって生じる追加費用は乙が負担する。
3. 不可抗力により、ごみ焼却施設、リサイクルプラザの稼動停止、監視強化、処理量の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、甲は、代替処理を委託することによって生じる追加費用を負担する。

第二節　ごみ焼却施設に係る運転管理業務

第30条 （廃棄物等の受入れ）

1. 乙は、運営期間中、持ち込まれる廃棄物等をごみ焼却施設に受け入れる。
2. 災害等の不可抗力の発生その他やむを得ない状況により、多量の廃棄物が発生した場合等で、甲がその処理を実施しようとする場合、乙は、その処理処分に協力しなければならない。

第31条 （ごみ焼却施設の運転管理）

1. 乙は、運営期間中、本件契約等及び乙が作成する運転管理マニュアルに従い、ごみ焼却施設に搬入された廃棄物等を適正に処理するとともに、経済的運転を行う。
2. 乙は、運営期間中、ごみ焼却施設に係る、焼却設備、溶融設備、蒸気タービン設備等について、適切な運転及び保守管理を行う。
3. 乙は、毎日の他、週例、月例、随時等、必要項目を抽出したシートを作成し、日常点検を実施する。また、項目、方法等については甲の承諾を得る。
4. 乙は、運営期間中、常に施設及び機器等の状況を把握し、状態の変化、故障等の未然防止を行う。
5. 乙は、運営期間中、甲が用意する工作機械・工具等を用いて軽微な補修、交換及び補充作業を行う。
6. 乙は、運営期間中、測定機器類の保守管理を行う。
7. 乙は、運営期間中、予備品・消耗品等を甲が用意するシステムを活用して在庫管理を行う。また、必要に応じて遅滞なく甲に発注を依頼する。
8. 乙は、甲が発注した、薬品・燃料等の受入時の立会、確認作業を行い、納品書等は整理し、甲に提出する。
9. 乙は、運営期間中、各施設及び機器の運転データを記録し、運転日誌、日報、月報、年報等を作成し、甲に報告する。また、内容等については甲の承諾を得る。

第32条 （搬出物の搬出作業）

乙は、ごみ焼却施設に係る運転管理業務に関する事業期間中、甲の指示に従い場内に搬出物を保管し、引取業者への引き渡しを行う。

第33条 （余剰電力及び余熱の取扱い）

1. 乙は、ごみ焼却施設に係る運転管理業務に関する事業期間中、可能な限りごみ焼却施設の連続運転を行い、甲が関西電力株式会社より購入する電力を削減するよう努める。
2. 甲は、ごみ焼却施設の運転に伴って余剰電力が発生した場合、関西電力株式会社に供給する。
3. 乙は、ごみ焼却施設に係る運転管理業務に関する事業期間中、甲が整備する環境整備施設等が完成し運営を開始した場合には、当該施設に対して、余熱を供給するに支障のないようにすること。

第34条 （技術会議）

1. 甲と乙は、業務期間中、技術会議を定期的（週間、月間、臨時等）に開催する。
2. 甲と乙は技術会議の開催に必要な資料及び議事録等を相互に作成し、確認し合う。
3. 技術会議の内容は全ての運転員にすみやかに周知徹底する。

第三節　リサイクルプラザに係る運転管理業務

第35条 （廃棄物等の受入れ）

1. 乙は、運営期間中、持ち込まれる廃棄物等をリサイクルプラザに受け入れる。
2. 災害等の不可抗力の発生その他やむを得ない状況により、多量の廃棄物が発生した場合等で、甲がその処理を実施しようとする場合、乙は、その処理処分に協力しなければならない。

第36条 （リサイクルプラザの運転管理）

1. 乙は、業務期間中、本件契約等及び乙が作成する運転管理マニュアルに従い、リサイクルプラザに搬入された廃棄物等を適正に処理するとともに、経済的運転を行う。
2. 乙は、業務期間中、要求水準書に従い、リサイクルプラザより発生する可燃残渣を、ごみ焼却施設へ搬送する。
3. 乙は、毎日の他、週例、月例、随時等、必要項目を抽出したシートを作成し、日常点検を実施する。また、項目、方法等については甲の承諾を得る。
4. 乙は、運営期間中、常に施設及び機器等の状況を把握し、状態の変化、故障等の未然防止を行う。
5. 乙は、運営期間中、甲が用意する工作機械・工具等を用いて軽微な補修、交換及び補充作業を行う。
6. 乙は、運営期間中、測定機器類の保守管理を行う。
7. 乙は、運営期間中、予備品・消耗品等を甲が用意するシステムを活用して在庫管理を行う。また、必要に応じて遅滞なく甲に発注を依頼する。
8. 乙は、甲が発注した、薬品・燃料等の受入時の立会、確認作業を行い、納品書等は整理し、甲に提出する。
9. 乙は、運営期間中、各施設及び機器の運転データを記録し、甲に報告する。

第37条 （搬出物の性状調査）

乙は、リサイクルプラザに係る運転管理業務に関する事業期間中、要求水準書に従い、リサイクルプラザから回収される搬出物の量及び性状について、定期的に分析及び管理を行う。かかる分析及び管理の頻度、内容については、甲乙協議により定める。

第38条 （技術会議）
1. 甲と乙は、業務期間中、技術会議を定期的（週間、月間、臨時等）に開催する。
2. 甲と乙は技術会議の開催に必要な資料及び議事録等を相互に作成し、確認し合う。
3. 技術会議の内容は全ての運転員にすみやかに周知徹底する。

第四節　管理・啓発棟及びその他関連施設等に係る清掃及び維持管理業務

第39条 （維持管理）
　乙は、管理・啓発棟及びその他関連施設等を適切に維持管理しなければならない。

第40条 （清掃及び維持管理計画）
　乙は、甲と協議のうえ、維持管理計画を作成しなければならない。

第41条 （清掃及び維持管理報告書）
　乙は、管理・啓発棟及びその他関連施設等の清掃及び維持管理報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

第五節　洗車場に係る管理業務

第42条 （適正管理）
　乙は、定期的に洗車場の使用状況を確認するとともに、計量棟内に設置された洗車場監視モニターにより状況を把握し、必要に応じて指導等を行わなければならない。

第43条 （洗車場使用料の徴収）
1. 乙は、洗車場の利用者から、徴収した使用料を甲の定める方法によって引き渡さなければならない。
2. 乙は、洗車場の使用料金に係る書類を作成し、甲に提出しなければならない。

第 6 章　その他業務

第44条 （資源化促進業務）
　乙は、業務期間中、回収物が適正に資源化されるよう努力し、甲が行う資源化に係わる業務の協力を行う。また、新たな資源化を実施する場合も、その協力を行う。

第45条 （情報管理業務）
1. 乙は、業務期間中、本件契約等に従って、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり、適切に管理しなければならない。
2. 前項の各種マニュアル、図面等の管理方法については、甲と乙との間で協議のうえ、決定する。
3. 乙は、業務期間中、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は乙が自主的に管理記録する項目で、甲が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成しなければならない。
4. 前項の提出頻度、時期、詳細項目については、甲と乙との間で別途協議のうえ、決定する。

5. 前項の甲が要望する管理記録については、運営期間又は組合との協議による年数保管しなければならない。

第46条（防災管理業務）

1. 乙は、本件契約等に従い適切に防災管理業務を行うものとし、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めなければならない。
2. 乙は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを甲と協議して作成しなければならない。
3. 乙は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、従業者の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防及び組合等への連絡体制を確立し、甲に報告しなければならない。
4. 乙は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行わなければならない。
5. 乙は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、直ちに甲に連絡しなければならない。また、連絡後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

第47条（その他関連業務）

1. 乙は、敷地内を常に清潔に保たなければならない。
2. 乙は、運営期間中、本業務の運用上必要と考える保険に加入しなければならない。

第 7 章　甲による本業務の実施状況の監視

第48条（業務実施状況の監視）

甲は、自己の費用負担において（但し、第60条第1項第1号の是正勧告後に行われるモニタリングについては、乙が費用を負担する。）、乙から提供される本業務の業務水準書の内容を遵守するため、本業務及び本件施設について、以下のとおりモニタリングを行い、翌月10日までに当該月の業務状況につき乙に通知する。乙は、甲が行うモニタリングにつき、甲の要請に応じて合理的な協力を行う。モニタリングの要領は別紙48.1のとおりとする。

(1) 日常モニタリング

乙は業務日報を毎日作成し、甲に原則としてその日毎に提出し、甲は業務日報に基づき日常モニタリングを行う。日常モニタリングの項目及び方法は、運転計画及び管理計画をもとに乙と甲の協議の上で策定する。

(2) 定期モニタリング

乙は月に 1 回、月次業務報告書を作成し、翌月 5 日までに甲に提出する。甲は提出された月次業務報告書を検討する他、本件施設を巡回する等の手段により定期モニタリングを行う。定期モニタリングの項目及び方法は、運転計画及び維持管理計画をもとに乙と甲の協議の上で策定する。

(3) 随時モニタリング

甲は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。

第 8 章　委託料の支払

第49条 （委託料の支払）

1. 甲は、乙が本件契約等に従い本業務を適切に行っていることを確認した上で、乙に対して、別紙49.1に従い、委託料を支払う。なお、上記の確認ができない場合に行われることがある委託料の減額の内容、手続及び方法は、第60条第1項に従う。
2. 甲は、前項の確認を、第48条の業務実施状況の監視を通じて行う。

第 9 章　損害及びリスク分担

第50条 （第三者及び相手方に及ぼした損害）

1. 乙が、故意又は過失により、本業務の遂行に際し第三者又は甲に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。
2. 甲が、故意又は過失により、本業務の遂行に際し第三者又は乙に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。
3. 本業務に関して不可抗力により第三者、甲又は乙に損害が生じた場合の処理は、第65条の規定に従う。

第51条 （本件施設及びその備品に関する責任）

乙は、甲の責めに帰すべき場合(本件施設の設計及び施工の瑕疵に起因する場合を含む)及び本件契約に別段の定めのある場合を除き、原則として、本業務に関連した本件施設及び本件施設の備品の損傷及び不具合に対応する責任を負う。なお、不可抗力により発生した損害等については、第65条の規定に従う。

第 10 章　知的財産権

第52条 （ライセンスの取得）

乙は、甲から提供される情報、書類その他のものを除き、本件契約の規定に従って、本件施設を稼働させ廃棄物等を処理するために必要な特許権等の実施権又は使用権等、その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自らの責任及び負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

第53条 （成果物の著作権）

1. 本件契約等に基づき、甲が乙に対して提供した情報、書類等の著作権(甲に著作権が帰属しないものを除く。)は、甲に属する。但し、乙は、本件契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で利用できる。
2. 本件契約に基づき、乙が甲に対して提供した書類等の成果物の著作権及びその他の知的財産権(乙に権利が帰属しないものを除く。)は、すべて乙に属する。但し、甲は、本件施設の運転管理の目的を達成するために必要な限度で、乙が作成した成果物を無償で利用できる。
3. 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
   (1)　第2項の著作物に係る著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は

承継させること。
(2) 本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。
(3) 著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使すること。
4. 甲が、乙の作成した成果物を公開する場合は、情報公開条例その他法令に基づくとき又は甲の議会に提出するときを除き、乙の事前の書面による承諾を得なければならない。

第 11 章　契約期間及び契約の終了

第54条 （契約期間）
本件契約は、本件契約締結日から効力を生じ、平成24年3月31日をもって終了する。

第55条 （契約期間終了時の取扱）
1. 乙は、業務期間終了に際し、本件施設を、運転開始時と同等の良好な施設状態であり、施設の基本性能を満たす状態で、甲に引き渡さなければならない。
2. 乙は、業務期間終了に際し、甲が別途選定した後継業務者の運転員等に対し、後継業務者が円滑に本件施設の運転等を行うことができるよう、引継ぎを行わなければならない。また、引継ぎ期間は、運転期間終了後最長3ヶ月間とし、引継ぎ期間中に乙に発生する費用については、甲と乙の協議により定め、甲が乙に対して支払うものとする。

第56条 （甲による本件契約の解除）
1. 次の各号のいづれかに該当する場合は、甲は、乙に対して書面により相当期間を定めて通知した上で、当該期間中に当該違反行為が治癒されない場合は、乙に書面で通知して本件契約を解除することができる。なお、本項は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。
(1) 乙の責めに帰すべき事由により、甲からの通告にもかかわらず、乙が本件契約等に従って本業務を行わないとき。
(2) 乙の責めに帰すべき事由により、乙による本件契約の履行が不能となったとき。
(3) 前二号に規定する場合の他、乙において本件契約の重大な条項違反があったとき。
2. 次の各号に該当する場合は、甲は、乙に書面で通知したうえで、本件契約を解除することができる。なお、本項は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。
(1) 乙が本業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
(2) 乙に係る破産、会社更生、会社整理、特別清算若しくは民事再生法その他の倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又はその申立てがなされたとき。
(3) 乙が重大な法令の違反をしたとき。
3. 本件契約の締結後における法令の変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合は、甲は本件契約終了に伴う権利義務関係等について乙と協議のうえ、本件契約を解除することができる。その場合、甲は、乙の行った本業務に係る業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を、速やかに乙に支払う。
4. 本件契約は、地方自治法施行令第167条17の規定に基づく長期継続契約であるが、長期継続契約に関する議会の承認が得られない場合は、甲は、乙に書面で通知したうえで、本件契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、当該解除によ

って乙が被った損害は賠償しない。
5. 甲は、本業務の実施の必要がなくなった場合には、乙に対して6ヶ月以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。この場合、甲は、当該解除の日までに履行済みの業務に対応する委託料の未払分を解除前の予定に従って支払う。また、甲は、乙に対して、当該解除によって乙が被った損害(逸失利益も含むがこれに限られない。)を賠償する。なお、支払条件等の詳細については、別途協議により決定する。
6. 契約終了に際しての処置については、第59条の規定に従う。

第57条 （甲による契約解除に伴う違約金）
乙の責めに帰すべき事由により第56条（甲による本件契約の解除）の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は甲に対し、契約金額を3で除した額の10分の5に相当する違約金を支払うものとする。甲の被った損害の額が違約金の額を上回る場合には、乙は、その差額を支払わなければならない。

第58条 （乙による本件契約の解除）
1. 次の各号に該当する場合は、乙は甲に書面で通知して本件契約を解除することができる。なお、本項は、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。
(1) 甲が本件契約に基づいて履行すべき支払を遅延し、甲が乙からの催告を受けた後6ヶ月を経ても支払を行わないとき。
(2) 甲が、本件施設を本件契約等の締結日から6ヶ月を経過してもなお、乙に第8条第2項に規定する施設を使用させないとき。
(3) 前二号に規定する場合の他、甲において本件契約の重大な条項違反があったとき。
2. 前項の規定により、本件契約が解除された場合には、乙は甲に対して、解除によって被った損害の賠償を請求することができる。
3. 契約終了に際しての処置については、第59条の規定に従う。

第59条 （本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置）
1. 第56条及び第58条により、本件契約が解除される場合には、本契約は、将来に向かって終了するものとする。
2. 第54条、第56条及び第58条の規定により本件契約が終了する場合で、甲が本件施設での業務を継続しようとする場合において、甲が要求したときは、甲が本業務を継承する後任事業者(以下「後任事業者」という。)を選定し、後任事業者が業務を継承するまでは、本件契約の終了にかかわらず、乙は本業務を継続し、速やかに、かつ適切に後任事業者への引継ぎを行うものとする。
3. 前項の場合において、引継ぎが終了し、かつ本条第5項に定める乙の責任による修繕を終了した場合には、乙は後任事業者に対し、速やかに本件施設を引き渡す。乙は、本件契約の終了に関わらず、後任事業者が本件施設の引渡を受けるまでは、本業務を継続するものとする。
4. 第2項及び第3項の場合、甲は、本件契約に基づき算定した委託費を、乙が後任事業者への引渡を終了するまでの期間、乙に支払う。この場合の支払条件等については甲と乙の協議により定める。
5. 第1項の規定により本件契約が終了した場合には、甲は、本件施設につき、別紙59.1の内容の検査を行い、基本性能を満たしているか確認を行うことができ、当該検査により、本件対象施設に基本性能を満たすために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、乙に対してこれを通知し、乙はその責任にてこれを修繕する。但し、当該修繕に係る費用については、その責の所在に応じるものとする。基本性能の欠如が、不可抗力又は本件施設の設計・施工に起因する場合には、修繕に要する費用は甲の負

担とする。第54条の規定により本件契約が終了し、甲が本件施設での業務を継続しようとする場合において、甲が要求したときも同様とする。

6. 本件契約の終了に際して、本件施設内に乙が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（本件受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件の処置につき、甲の指示に従わなくてはならない。甲は、乙に対して、相当期間を定めて、乙の責任及び負担において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。

7. 前項の場合において、乙が、正当な理由なく相当期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分する等、適当な処置を行うことができる。この場合、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

8. 乙が、第2項に定める業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合には、当該懈怠から生じた甲の損害につき、その責を負うものとする。

第60条 （業務不履行に関する手続等）

1. 乙の行う本業務が本件契約等を満たさない場合（以下「業務不履行」と総称する。）の手続は以下のとおりとする。

   (1) 第48条に定める甲による定期モニタリングの結果、契約期間中において業務不履行が確認された場合、確認された不履行が繰り返し発生しているものであるか又は初めて発生したものであっても重大な不履行である場合には、甲は乙に対し、改善措置をとることを通告し、改善方法及び改善期日を記した計画書又は説明書（以下「改善計画書」という。）を提出することを求めること（以下「是正勧告」という。）ができる。乙は、改善計画書の内容につき、甲と協議のうえ甲の承諾を得ることを要する（但し、甲の承諾によっても甲は改善結果について一切責任を負わない。）。確認された不履行が初めて発生したもので、かつ重大な不履行でない場合には、甲は、乙に書面で改善を求めることができる。

   (2) 第48条に従って、甲がその後の定期又は随時モニタリングを行った結果、前号の承諾を得た改善計画書に従った改善措置が認められないと判断した場合、甲は、再度乙に対して前号と同様の手続により是正勧告（以下「再度の是正勧告」という。）を行い、そのような手続が行われたにもかかわらず、乙による業務改善が認められない場合、甲は、さらに最長3ヶ月間にわたり業務改善方法等を乙と協議のうえ、甲は、最長12ヶ月間にわたり、(i)乙に対して業務不履行に係る受託者等の関係者を変更するよう請求するか、又は、(ii)乙が業務不履行に係る業務を自ら行っていた場合には、乙をして当該業務を、甲が指定する第三者に委託させることができる。上記業務を甲の指定した第三者が行う期間、乙は、第三者に委託する上記業務に関係する費用をそれぞれ一切負担する。なお、再度の是正勧告に関して、甲が必要と認めた場合には、甲はその是正勧告の内容を公表することができる。

   (3) 甲は、前号の再度の是正勧告にもかかわらず、乙による業務改善が認められないと判断した本件施設に関する委託料を、別紙60.1の定めに従って減額することができる。

   (4) 第二号の場合、甲は乙と協議のうえ、本業務の委託を解除するか否かを検討し、甲が本業務の委託を解除すると判断した場合、第56条の定めに従い、甲は、本件契約を解除することができる。

2. 前項の改善措置を講じるために要する費用及び改善措置を講じたことに起因又は関連して発生した追加費用については、すべて乙の負担とする。

3. 乙は、やむを得ない事由により、本業務の全部又は一部について要求水準書を満たすことができない場合には、甲に対して、そのような、やむを得ない事由の詳細を書

面にて速やかに報告し、その対応策について甲と協議する。甲が、乙の通知した事由に合理性があると認めた場合には、甲は、かかる報告の対象となっている業務につき一定期間の中止又は停止を認め、当該期間中は、第1項の規定にかかわらず、当該業務について是正勧告を行わない。原則、中止又は停止期間中の委託料の支払は行わないが、詳細については、甲及び乙の協議により決定する。

第 12 章　表明保証及び誓約

第61条（乙による事実の表明保証及び誓約）

1. 乙は、甲に対して、本件契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。
   (1) 乙が、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本件契約を締結し、及び本件契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
   (2) 乙による本件契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本件契約を締結し、履行することにつき法律上及び乙の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
   (3) 本件契約の締結及び本件契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
   (4) 本件契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本件契約の規定に従い履行強制可能な乙の債務が生じること。
2. 乙は、本件契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を甲に対して誓約する。
   (1) 本件契約並びに本業務に関して乙に適用される法令及び規則等を遵守すること。
   (2) 本業務の運営に必要な乙の取得すべき許認可を維持すること。
   (3) 乙が甲に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権を設定その他担保提供する場合には、事前に甲の書面による承諾を得ること。

第62条（甲による事実の表明保証及び誓約）

1. 甲は、乙に対して、本件契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。
   (1) 甲が、本件契約の締結について、法令並びに甲の規約及び条例等で要求されている授権その他一切の手続を履行していること並びに本件契約の履行に必要な債務負担行為が甲の議会において議決されていること。
2. 甲は、本件契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、本件施設の運営に必要な甲の取得すべき許認可を維持することを乙に対して誓約する。

第 13 章　税　金

第63条（税　金）

本件契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて乙が負担する。甲は、乙に対して委託料に対する消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）相当額及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額を支払う以外、本件契約に関連するすべての租税に

ついて本件契約に別段の定めある場合を除き負担しない。

第 14 章　法令変更

第64条 （法令変更）

1. 本件契約締結日後において、法令（税制に関するものを含む。）が変更されたことにより、本業務に関して追加の合理的な費用が発生した場合には、乙は甲に対して当該法令変更の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について最長6ヶ月間にわたり甲と協議ができる。協議が調わない場合、甲及び乙は、別紙64.1に規定する負担割合に応じて費用を負担する。
2. 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第56条第3項の規定に従う。

第 15 章　不可抗力

第65条 （不可抗力）

1. 甲及び乙は、不可抗力により本件契約の一部又は全部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本件契約に基づく履行期日における当該履行義務を免れる。但し、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
2. 不可抗力により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合には、追加費用の負担方法について最長6ヶ月間にわたり甲と乙は協議することができる。当該協議が調わない場合は、甲及び乙は、別紙65.1に記載する負担割合に従い、それぞれ追加費用を負担する。
3. 不可抗力により、本業務に関して第三者に損害を及ぼした場合、追加費用、損害の負担方法について最長6ヶ月間にわたり甲と乙は協議することができる。当該協議が調わない場合は、甲及び乙は、別紙65.1記載の負担割合に準じて当該追加費用、損害を負担する。なお、当該損害について、乙が付保した保険により填補される部分がある場合には、甲及び乙は、当該損害額から当該保険により填補された金額を控除した金額につき、別紙65.1記載の負担割合に準じて負担する。

第 16 章　裁定機関

第66条 （裁定機関）

本件契約において甲と乙が協議して定めるべき事項につき協議が調わなかったとき、一方の当事者が定めたものについて相手方当事者の不服があるとき、その他本業務に関して当事者間で紛争を生じた場合には、当事者が別途合意した上で、別紙66.1に基づき、裁定機関によりその解決を図ることができる。

第17章　その他

第67条（契約上の地位の譲渡等）

1．乙は、甲の事前の承諾なしに本件契約上の地位及び権利義務について譲渡・担保提供その他の処分をしてはならない。

2．乙は、構成員の変更、乙の合併、乙による新株等の発行においては、甲の事前の承諾を得なければならない。

第68条（秘密保持）

1．甲及び乙は、本件契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

(1)　本業務に関して、乙の株主及び融資機関に対し開示する場合。

(2)　前号に規定する者に対し、本業務に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合

(3)　本業務に関して甲に対して、本業務に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合

(4)　情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合

2．以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

(1)　情報開示者から提供を受ける前に保有している情報

(2)　第三者から正当に入手した情報

(3)　情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報

(4)　本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3．乙は、本業務を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、関係法令等及び個人情報保護に係る条例等を適用し、これらの規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

4．本条に定める秘密保持義務は、本件契約の終了後も3年間その効力を有するものとする。

第69条（準拠法）

本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第70条（管轄裁判所）

本件契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第71条（雑　則）

1．本件契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾及び契約終了告知・解除は、書面により行わなければならない。

2．甲又は乙が、本件契約に基づき履行すべき金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率による遅延損害金をあわせて支払わなければならない。なお、遅延損害金の算定にあたっては、遅延損害が生じた時点における遅延利息の率を採用するものとする。

3．本件契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51

号）に定めるところによる。
4．　契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
5．　本件契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
6．　本件契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。
7．　本件契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

第72条（本件契約以外の規定の適用関係）

本件契約等間に齟齬がある場合、本件契約、確認書、質疑応答書、要求水準書、入札説明書、応募者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、甲及び乙が協議の上、応募者提案の記載内容が要求水準を上回ると確認した場合には、当該部分については応募者提案が要求水準書に優先するものとする。

第73条（規定外事項）

甲及び乙は、本件契約の解釈について疑義が生じた場合及び本件契約に定めのない事項について、誠意をもって協議のうえ、その解決にあたる。

別紙 1.1

本件施設の概要

1. 本件施設の概要

岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター	
計量棟	① 形　　式：ロードセル式 ② 数　　量：3 基 ③ ひょう量：最大ひょう量 30t、最小目盛り　10kg ④ 計量装置：カードリーダ付計量データ装置
ごみ焼却施設	① 建築面積：12,418㎡ ② 延床面積：30,710㎡ ③ 構　　造：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） ④ 規　　模：焼却設備　531t/日（177t/日×3 系） 溶融設備　 72t/日（36t/日×2 系） ⑤ 処理方式：焼却炉：全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉) 溶融炉：プラズマ式電気溶融炉 ⑥ そ の 他：蒸気タービン設備：発電出力 12,000kW
リサイクルプラザ	① 建築面積：6,306㎡ ② 延床面積：17,490㎡ ③ 構　　造：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） ④ 規　　模：破砕系統　41t/5h 選別系統　33t/5h ⑤ 処理方式：破砕・選別・圧縮
管理・啓発棟	① 建築面積：2,370㎡ ② 延床面積：4,320㎡ ③ 構　　造：鉄骨造
洗車場	① 洗車場構造物（側壁、隔て壁、回収ごみ置場、油水分離層、洗車排水槽等） ② 洗車場設備（洗車装置　10 基、洗車装置制御盤、ポンプ等）
その他関連施設等	① 外周道路 ② 駐車場 ③ その他構内道路、業務地内の施設・設備（緑地を除く）

2. 業務実施場所

大阪府岸和田市岸之浦町 1 番 2

以　上

別紙 9.1

甲が付保すべき保険

甲は、本件契約第 8 条第 1 項に基づき、以下の内容の保険に加入する。

1. 本件施設に関する火災保険（火災共済（建物総合損害共済））
   対象：本件施設に係る建物、据付機械、動産及び工作物

以　上

別紙 9.2

乙が付保すべき保険（例）

乙は、本件契約第 8 条第 2 項に基づき、以下の内容の保険に加入する。

1. 企業費用利益総合保険
   対象：偶然の事故により施設・設備が損害を被った場合に営業が休止・阻害されたために生じる休業損失

2. 機械保険
   対象：火災以外の偶然の事由で機械設備等が被る損害

3. 乙賠償責任保険
   対象：① 施設の安全性運転・管理の不備や構造上の問題、又は施設の使用に伴う仕事の遂行によって生じた対人・対物賠償であって、被保険者が第三者に対する法律上の賠償責任。
   ② 被保険者が行った業務の結果が原因となって仕事の終了又は放棄後に発生した事故によって他人の生命・身体を害し、又は財物を損壊したことによる法律上の賠償責任。
   ③ 他人の身体・生命を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任。

4. 労災総合保険（全ての労働者に付保）
   対象：従業員が業務上の事由、又は通勤途上で怪我をしたり、死亡した場合、政府労災の上乗せとして後遺症等級に応じた保険責任。

注意事項
① 乙の提案に応じて具体的な保険は付保することとなるが、保険契約の内容によっては甲が指定する保険金給付請求権に質権を設定する場合がある。
② 乙は、保険契約を締結した場合には、保険証券の写しをすみやかに甲に提出すること。保険契約を更新した場合も同様とする。

以 上

別紙 48.1

運営期間中の業務水準低下に対する措置について

甲は、本件施設の引き渡し後 5 年間にわたり、運営業務実施状況を監視（モニタリング）し、乙が要求水準書及び本件契約に定められた業務を確実に遂行しているかを確認する。その結果、乙が要求水準書及び本件契約に示す内容を満足していないと判断した場合、以下のフローに示す手続により、是正勧告その他の措置をとる。それぞれの措置の概要は次頁の表に示す。

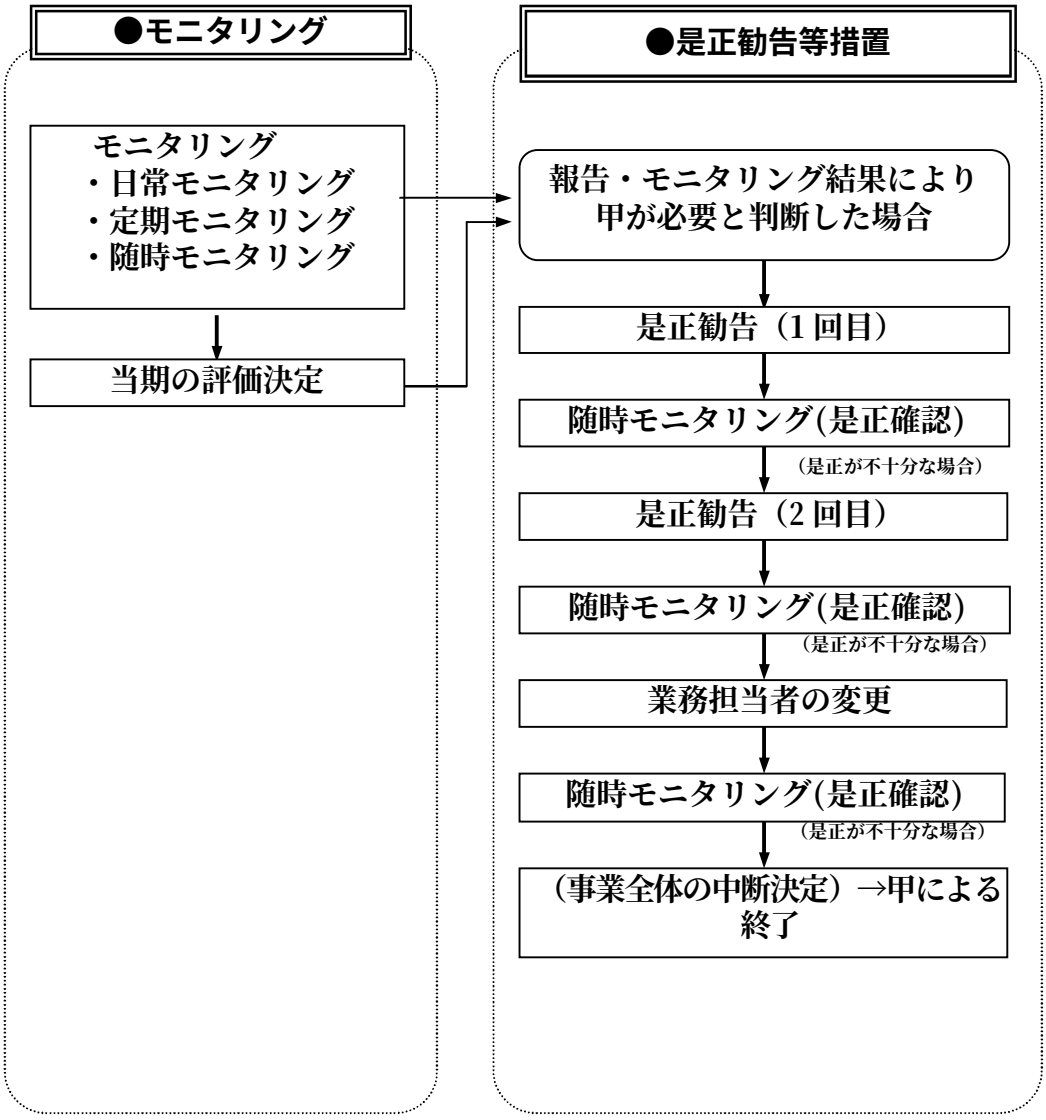

措置の内容		手続きの概要
是正勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正期限を定め、乙に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、乙が当該業務を協力企業に委託しているときには、当該業務の業務担当者の変更請求を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を乙が自ら行っているときには、当該業務を甲が指定する第三者に委託する。
契約終了等	契約の終了	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、甲が契約継続を希望しないときには、本件契約を終了する。

1. モニタリング

(1) モニタリング実施計画書の作成

甲は、本件契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

① モニタリング時期
② モニタリング内容
③ モニタリング組織
④ モニタリング手続
⑤ モニタリング様式

(2) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

a 業務日報等の提出

乙は、甲が日常モニタリングを行うための業務日報及び定期モニタリングを行うための月次業務報告書を作成し甲へ提出する。

b 業務実施状況の確認

甲は、乙が作成した業務日報及び月次業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、乙が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、甲は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

	乙	甲
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認のうえ、業務日報を作成	業務日報の確認、業務水準の評価、生成物の品質の確認
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに月次業務報告書を作成	月次業務報告書の確認、業務水準の評価
随時モニタリング	－	各種環境計測値の確認 その他、必要に応じ不定期に直接確認

イ　モニタリング費用の負担

甲が行うモニタリングの費用は、甲の負担とする。但し、是正勧告後に行われる是正確認のための随時モニタリングに係る費用は、乙の負担とする(停止改善措置、又は継続改善措置の場合においても同様とする。)。

2. 定期モニタリングの項目

(1) 計量業務についてのモニタリング項目

① 受付管理状況
② 計量記録管理状況
③ 搬入管理状況
④ ごみ処理手数料の徴収状況
⑤ 清掃状況

(2) 運転管理業務についてのモニタリング項目

① ごみ焼却施設に係る各種運転管理状況
② リサイクルプラザに係る各種運転管理状況
③ 管理・啓発棟及びその他関連施設等における清掃及び維持管理状況
④ 洗車場における管理状況
⑤ 運転マニュアルの作成及び履行状況
⑤ その他甲が本業務の履行状況を確認するために実施する項目

(3) 資源化促進業務についてのモニタリング項目

① 回収物の資源化に対する協力状況
② その他甲が本業務の履行状況を確認するために実施する項目

(4) 情報管理業務についてのモニタリング項目

① 各種マニュアル、図面等の管理状況
② 管理記録報告の作成・提出状況

(5) 防災管理業務についてのモニタリング項目

① 緊急対応マニュアルの作成・提出状況
② 防災訓練の実施状況
③ 事故報告書の作成・提出状況

(6) その他甲が本業務の履行状況を確認するために実施する項目

3. 業務水準低下に対する措置

甲は、乙の業務水準内容が要求水準書及び本件契約に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下の手続を経て、是正勧告その他の措置をとる。

(1) 是正勧告(1回目)

甲は、乙の業務水準の低下を確認した場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

ア　是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、甲は乙に適切な是正措置をとることを通告し、乙に改善策の提出を求めることができる。この改善策の内容は、甲の承

諾を受けなければならない。なお、改善策実施に係る経費については、原則、乙の負担とする。

イ　やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準書及び本件契約の内容を満たすことができない場合、乙は甲に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について甲と協議する。乙の通知した事由に合理性があると甲が判断した場合、甲は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、当該期間は再度の勧告の対象としない。

(2)　改善効果の確認

甲は、定期又は随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善効果を確認する。

(3)　再度の是正勧告

上記(2)のモニタリングの結果、改善策に沿った期間・内容での改善効果が認められないと甲が判断した場合、甲は再度の是正勧告を行うとともに、再度上記(1)のア又はイの手続を行う。なお、ここでいう再度の是正勧告については、甲が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(4)　改善効果が認められない場合の措置

上記(3)の手順を経ても改善効果が認められないと甲が判断した場合、甲は業務改善方法等を最長 3 ヶ月間協議のうえ、以下の措置をとることができる。

①　当該業務を担当している協力企業を変更することを乙に請求する。

②　乙が直接当該業務を行っていた場合には、甲が指定する第三者に最長 12 ヶ月間にわたり適切な範囲で業務を委託する。

(5)　業務の中断（契約解除）の決定

上記(4)の措置をとった後、改善効果が認められないと甲が判断した場合、業務全体の中断を決定し、本件契約を解除する。

以　上

別紙 49.1

委託料の金額及び支払方法

1.　ごみ焼却施設に係る委託料

甲は、以下の方法により、乙に委託料を支払うものとする。

乙は、第 48 条の業務実施状況の監視の結果の通知の受領後速やかに甲に対して委託料の請求書を発行する。

甲は、乙よりの請求書受領後 30 日以内に遅滞なく当該月委託料に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を支払う。

なお、当該月委託料とは、次のことをいう。

本業務委託料の各月の支払い分は、平成 18 年度の 3 ヶ月間（平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）については、基本委託料を 3 で除した金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、平成 19 年 3 月分で調整する。

また、上記以降の業務期間（平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の本業務委託料については、基本委託料に 4 を乗じた金額を単年度委託料とし、各月の支払い分は、単年度委託料を 12 で除した金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、当該年度の最終月分で調整する。

ただし、本業務の業務期間は、5 年 3 ヶ月であり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定による長期継続契約行為であるため、平成 19 年度以降の単年度委託料は、当該年度の予算成立後にその範囲内で履行されることになるが、平成 19 年度以降の各年度の委託料については、大阪府監修の建設工事積算基準に基づき、見直しを行った後、入札比率により変更を行うこととする。

なお、平成 18 年度については、本施設請負業者による試運転期間と重複することもあり、保守点検、勤務体制等により組合と事業者の協議の上、各月委託料の変更を行う場合がある。

以　上

別紙 59.1

終了時検査の内容

終了時検査は以下の項目について、甲及び乙が別途協議のうえ、行う。

① 処理能力に関する検査
② 公害防止条件に関する検査
③ プラント機械・電気設備に関する検査
④ 建築機械・電気設備に関する検査
⑤ その他必要な検査

以　上

別紙 60.1

委託料減額の手続及び方法

下記の定めに従い、再度の是正勧告に係る本件施設に関する委託料を減額する。

1. 減額の決定過程

① 乙は、本件施設における不具合を発見した場合は、甲に遅滞なく報告すること。

② 本件契約に定めるモニタリングの結果、甲が 1 回目の是正勧告を行った場合、乙は速やかに改善措置を行うこと。

③ 本件契約に定めるモニタリングの結果、甲が再度（2 回目）の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の是正勧告を行った当該月を対象に、1 事象に対して、1 つの是正勧告を行い、また、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、1 事象につき、当該月に関する委託料を一律 5%減額する。

④ 減額は暦月ベースとし、当該事象が発生した月から解消される月まで委託料を減額する。

2. 減額の決定

甲は、各月末時点における是正勧告及びその改善措置の状況等により、当該月に関する委託料について、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

＜再度の是正勧告による減額＞

是正勧告	減額措置の内容
0	減額なし
1	5%の減額
2	10%の減額
N	N×5%の減額

3. 委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、是正勧告による減額例を以下に示す。

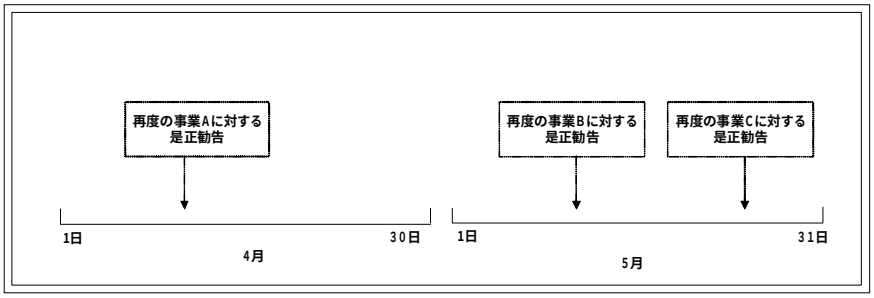

4 月分の委託料

事象 A について、甲が再度(2 回目)の是正勧告を行ったことから、当該月（4 月）は、1 事象に対応する減額措置となる。

つまり、この場合の 4 月分の委託料は、再度の是正勧告 1 事象による 5%の減額となる。

減額後の 4 月分の委託料＝減額前の 4 月分の委託料×0.95

5 月分の委託料

事象 A が解消されている場合で、事象 B 及び事象 C について、甲が再度(2 回目)の是正勧告を行ったことから、当該月は、2 事象に対応する減額措置となる。

つまり、この場合の 5 月分の委託料は、再度の是正勧告 2 事象による 10%の減額となる。

減額後の 5 月分の委託料＝減額前の 5 月分の委託料×0.9

事象 A が解消されていない場合は、事象 A、事象 B 及び事象 C について、甲が再度(2 回目)の是正勧告を行ったことから、当該月は、3 事象に対応する減額措置となる。
この場合の 5 月分の委託料は、再度の是正勧告 3 事象による 15%の減額となる。

減額後の 5 月分の委託料＝減額前の 5 月分の委託料×0.85

以　上

別紙 64.1

法令変更（税制変更を含む）の場合の追加費用の負担割合

法令変更（税制変更を含む）	甲負担割合	乙負担割合
a) 本業務に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
b) 上記記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、本別紙において「本業務に直接関係する法令」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味し、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

以　上

別紙 65.1

不可抗力の場合の追加費用の負担割合

1. 甲と乙は、不可抗力により本業務に関して乙に発生した追加の合理的な費用（合理的な関連性のある追加費用又は増加費用であって、かつ、合理的金額の範囲内のものを意味し、本件契約において同様とする。）を、以下のとおり負担する。
   (1) 契約金額の 100 分の 1 以下の額（不可抗力が数次にわたるときは甲の一会計年度に限り累積する。）は、乙の負担とする。
   (2) (1)を超える額は、甲の負担とする。

2. 前項に基づくものを除き、甲は、乙に生じた費用及び損害を一切負担しない。

3. 不可抗力により本業務に関して甲に生じた費用及び損害は、甲の負担とする。

以　上

別紙 66.1

裁定機関について

1. 甲と乙の当事者間において紛争が発生した場合には、仲裁法（平成 15 年 8 月法律第 138 号）の定めに則って解決を図るものとする。

2. 仲裁の流れは以下のとおりである。

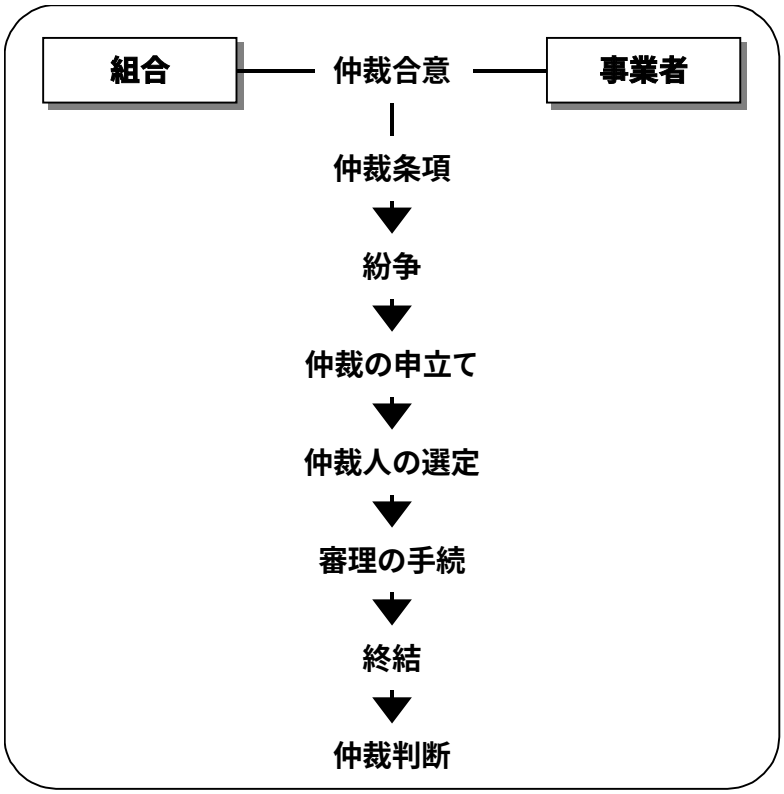

3. 仲裁人の選定は、甲、乙の協議により決定する。

4. 仲裁に係る一切の費用は、甲、乙双方とも自己の負担とする。

5. 紛争仲裁の詳細については、契約締結後、甲、乙の協議により決定するものとする。

以　上